

# 文化と交流

## ◆文化芸術のネットワークづくり◆

### ◎文化団体の登録など ⇒文化振興課

佐世保市では、市内全域にまたがる文化のネットワークづくりと文化に携わる人材の育成を進めるため、文化団体との間で随時情報交換を行いながら、文化振興に取り組んでいます。市内を中心に自主的かつ意欲的に文化芸術活動を行っている団体の情報を集めた「佐世保市登録文化団体一覧表」を作成し、文化活動に関する問い合わせ等に活用するとともに、文化情報紙「文化のチカラ」による活動紹介など広報面での支援を行っています。

## ◆友好と交流◆

### ◎佐世保市の姉妹・友好都市等について ⇒ 国際政策課

締結名	都市名	国及び地域	盟約締結日
姉妹都市	アルバカーキ市	米国 ニューメキシコ州	昭和 41 年 11 月 1 日
姉妹港	サンディエゴ港	米国 カリフォルニア州	昭和 57 年 10 月 19 日
友好都市	あもいし 廈門市	中国 福建省	昭和 58 年 10 月 28 日
姉妹都市	コフスハーバー市	豪州 ニューサウスウェールズ州	昭和 63 年 6 月 6 日
姉妹都市	ばじゆし 坡州市	韓国 京畿道	平成 25 年 11 月 5 日
友好交流都市	しんようし 瀋陽市	中国 遼寧省	平成 23 年 5 月 31 日
国際親善都市	ぶさんこういぎしにしく 釜山広域市西区	韓国 釜山広域市	平成 25 年 8 月 2 日
国内姉妹都市	このえまち 九重町	大分県玖珠郡	平成 3 年 7 月 26 日

### ◎佐世保市内にお住まいの外国人の皆さんへ

ご相談・お尋ねは、お気軽に国際政策課まで（市役所 1 2 階）

# 届出と証明

## ■戸籍住民窓口課（市役所 1 階）、各支所・宇久行政センター

届出と証明の手続きは、戸籍住民窓口課のほか、各支所・宇久行政センターでもできますのでご利用ください。（各支所・宇久行政センターの案内は、P91～P92をご覧ください）

## ◆転入・転出などの届出◆ ⇒ 戸籍住民窓口課

佐世保市に転入したときや、市外へ転出するときは、住民異動の届出が必要です。

届出の種類		届出の時期	届出人	届出に必要なもの
転入届	佐世保市に転入したとき	転入した日から 14日以内	本人 または 世帯主・ 世帯員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前住所地の転出証明書</li> <li>・介護保険受給資格証明書</li> <li>・高齢受給・後期高齢者医療負担区分等証明書（該当者のみ）</li> <li>・年金手帳（加入者のみ）</li> <li>・マイナンバーカード、住民基本台帳カード</li> </ul>
転出届	市外へ転出するとき	引越し予定日の 前後14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証（加入者のみ）</li> <li>・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（該当者のみ）</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証（受給者のみ） ・介護保険証（該当者のみ）</li> </ul>
転居届	市内で転居したとき	転居した日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証（加入者のみ）</li> <li>・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（該当者のみ）</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証（受給者のみ） ・介護保険証（該当者のみ）</li> <li>・マイナンバーカード、住民基本台帳カード（該当者のみ）</li> </ul>
世帯変更届	世帯主の変更 世帯の分離・合併	事実が発生した時		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証（加入者のみ）</li> <li>・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（該当者のみ）</li> </ul>

手続きの際に、窓口に来られる方のご本人確認をさせていただいております。運転免許証やマイナンバーカード健康保険証などもご持参ください。

## ◆戸籍などの届出◆ ⇒ 戸籍住民窓口課

婚姻や出生など戸籍に関する届出は、手続きに必要なものを確認して、すみやかに届け出るようにしましょう。なお、戸籍届出の際には、虚偽の届出防止のため、運転免許証など官公署発行の有効な身分証明書等により本人確認を行います。

（対象となる届出：婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、協議離縁届、認知届）

本人確認ができなかった場合でも届出はできることから「戸籍届出があったこと」を届出人宛てに郵送で通知します。なお、出生届、婚姻届、死亡届などの休日・夜間の受付業務は、市役所本庁北口【夜間・休日専用受付窓口】で行っています。

種類	届出人	届出期間	届出場所	届出に必要なもの (佐世保市に届出する場合)	その他
出生届	父又は母	生まれた日から14日以内	子どもの父か母の本籍地か、住所地又は生まれた場所の市区町村	・届書1通 ※医師の出生証明が記載されたもの ・母子健康手帳	
婚姻届	夫と妻	届出をした日から効力を生じます	夫か妻の本籍地か住所地の市区町村	・届書1通 ・それぞれの戸籍謄本 (佐世保市内に本籍がない場合のみ)	・成年の証人 2人が必要 ・未成年者は父母の同意が必要
離婚届	夫と妻 裁判による離婚のときは、申立人 確定日から10日を経過したときは、相手方もできます	届出をした日から効力を生じます 裁判による離婚のときは、確定日から10日以内	夫妻の本籍地か住所地の市区町村	・届書1通 ・戸籍謄本 (佐世保市内に本籍がない場合のみ) ・裁判による離婚のときは、調停調書の謄本、審判又は判決のときは、その謄本と確定証明書	・成年の証人 2人が必要 (裁判による離婚のときは不要)
称する届	離婚のときに称していた氏を称しようとする人	離婚の日から3ヶ月以内	本籍地か住所地の市区町村	・届書1通 ・届出する市区町村に本籍がないときは、戸籍謄本	
入籍届	入籍者 (入籍者が15歳未満のときは、法定代理人)	届出をした日から効力を生じます	入籍者の本籍地か届出人の住所地の市区町村	・届書1通 ・それぞれの戸籍謄本 (佐世保市内に本籍がない場合のみ) ・(家裁の許可審判書謄本)	
転籍届	戸籍の筆頭者およびその配偶者	届出をした日から効力を生じます	転籍地、本籍地か住所地の市区町村	・届書1通 ・戸籍謄本1通 (佐世保市内間で転籍する場合は不要)	
死亡届	親族、同居者、家主、地主、家屋・土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡した人の本籍地、届出人の住所地又は、死亡した場所の市区町村	・届書1通 ※医師の死亡診断が記載されたもの	
埋火葬許可申請	死亡届の届出人	死亡届のとき	死亡届をした市区町村	・申請書1通 ※市外で火葬する場合は、火葬場の名称と所在地が確認できること	

※法改正に伴い、令和3年9月1日以降「届出人・証人」の押印は任意となりました。

## ◆印鑑登録◆ ⇒ 戸籍住民窓口課

### ◎印鑑登録の手続の方法

#### ○ 新規に印鑑登録するとき

登録資格は、満15歳以上で現在佐世保市の住民基本台帳に記録されている人です。

(印鑑登録する意思能力があることが必要です)

申請方法	登録と発行	必要なもの	手数料
本人が印鑑と官公署発行の有効な顔写真付き身分証明書を提示し、本人確認ができたとき	すぐ登録でき印鑑登録証明書もとれます	①登録する印鑑 ②官公署発行の写真付き身分証明書 写真付き身分証明書とは、運転免許証、パスポート、在留カード等、住民基本台帳、カード(顔写真付き)、マイナンバーカードなどで有効期限内のもの	300円
本人が印鑑を持参し、保証人の保証書により本人確認ができたとき	登録証明書もとれます	①登録する印鑑 ②保証書(保証人が自ら記入したもの。保証人の印鑑登録番号の記載及び登録印の押印が必要) ※保証人とは佐世保市で現に印鑑登録をしている人に限ります。保証書は所定の用紙があります。詳しくはお問い合わせ下さい。	
本人が申請するとき (官公署発行の有効な顔写真付き身分証明書がないとき)	登録できるまで 数日かかります	① 登録する印鑑 本人であることを確認するため、本人の住民登録地に照会書を郵送します 回答書と登録する印鑑と健康保険証等を再度持参したときに登録できます (期限は申請をした日の翌日から14日以内)	
代理人による申請のとき (本人が病気などで来庁できないとき)	登録できるまで 数日かかります	①登録する印鑑 ②代理人の認印 ③本人自筆の委任状(用紙は市役所か支所、行政センターで差し上げます) 本人の意思確認のため本人の住民登録地に照会書を郵送します。回答書と登録する印鑑と代理人の本人確認できるもの(運転免許証など)を代理人が持参したときに登録できます (期限は申請をした日の翌日から14日以内)	

#### ○ 登録できない印鑑は

登録する印鑑は、1人1個です。次のような印鑑は登録できません。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
- (2) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (3) 印鑑の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 刻印または輪郭が欠損または摩滅しているものこの他にも登録できない印鑑があります。詳しくはお問い合わせください。

#### ○ 印鑑や印鑑登録証を紛失したときは

廃止申請をしてください。新たに印鑑登録をする場合は廃止と登録を同時に行うことができます。(廃止申請は無料、再登録は手数料300円)

## ◆マイナンバーカード◆

⇒戸籍住民窓口課

### ◎マイナンバーカードとは・・・

- ・マイナンバーの提示が必要な様々な場面でマイナンバーを証明する書類となります。
- ・本人確認の際に必要な公的な身分証明書となります。

### ◎交付手数料

初回発行に限り、手数料は無料です。

### ◎交付申請の方法

現在、佐世保市の住民基本台帳に記録されている人が申請できます。

#### (交付時来庁方式)

- ① 郵送又はパソコン、スマートフォンから顔写真を添えてご申請ください。(申請書に印字されている住所・氏名等に変更がある場合は使用できません。詳しくはお問い合わせください。)
- ② マイナンバーカードの交付準備ができれば、戸籍住民窓口課より「交付通知書」を郵送します。
- ③ 「交付通知書」、「通知カード」、「本人確認書類(運転免許証など)」をお持ちのうえ、指定の受取場所へお越しください。
  - ・受取場所は住所を管轄する「本庁(戸籍住民窓口課)、各支所・宇久行政センター」になります。
  - ・障害をお持ちの方、入院や施設入所等で窓口本人が来庁できない場合は代理人への交付も可能ですが、本人が窓口に来庁できないことを証する証明や本人と代理人のそれぞれの顔写真付き証明等が必要です。詳しくはお問い合わせください。
  - ・本人が15歳未満の場合は法定代理人の同行が必要となり、本人確認書類も本人と法定代理人それぞれの提示が必要です。
  - ・住民基本台帳カードをお持ちの方は、返却が必要です。

#### (申請時来庁方式)

- ① 「本人確認書類(運転免許証など)」「通知カード」、顔写真をお持ちの上、戸籍住民窓口課、各支所・宇久行政センターにてご申請ください。
  - ・本人が15歳未満の場合は法定代理人の同行が必要となり、本人確認書類も本人と法定代理人それぞれの提示が必要です。
  - ・住民基本台帳カードをお持ちの方は、返却が必要です。
- ② マイナンバーカードができれば、市役所から、ご自宅へ郵送でお届けします。

○ **申請窓口**

戸籍住民窓口課、各支所・宇久行政センター

※ **申請時に必要な顔写真について**

・縦4.5 c m×横3.5 c m（パスポート用証明写真と同サイズ）

・6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景のもの

※申請をされてから、カードができあがるまで約2か月程度時間がかかります。

○ **有効期間**

発行の日から10回目の誕生日まで

（未成年の場合、発行の日から5回目の誕生日まで）

※人によって異なる場合があります。有効期限はカードに記載されています。

※ **住民基本台帳カードの新規（更新）発行は終了しています。**

**現在お持ちの住基カードは有効期限内は引き続きご利用できます。**

◆ **公的個人認証サービス** ◆ ⇒ 戸籍住民窓口課

◎ **公的個人認証サービスとは・・・**

自宅のパソコンからインターネットを通じて行政機関への申請手続きなどができるサービスです。「電子証明書」と呼ばれるデータをマイナンバーカード等のICカードに記録することで利用できます。

※自宅パソコンからのサービスご利用には、ICカードリーダーが必要ですが、必要です。

○ **電子証明書の種類**

・署名用電子証明書⇒ e-Tax等電子申請などインターネットで電子文書を作成・送信するときに利用します。

・利用者証明用電子証明書⇒ 住民票の写し等証明書のコンビニ交付サービスにログインするときに利用します。

○ **電子証明発行申請の方法**

現在、佐世保市の住民基本台帳に記録されている人が申請できます。

○ **申請窓口**

戸籍住民窓口課及び各支所・宇久行政センター

○ **必要なもの**

・マイナンバーカード

・官公署発行の有効な顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカードでも可）

・初回発行は無料です。

○ **電子証明書の有効期間**

発行の日から5回目の誕生日まで

○ **発行について**

即日発行ができるのは、発行を希望する本人が来庁する場合で、申請者本人であることを

確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの官公署発行の有効な顔写真付きの身分証明書）を持参された場合に限りです。

それ以外の場合は、後日発行となります。

## ○ その他

本人がやむを得ず申請できない場合は、代理人による方法もあります。

詳しくは、お問い合わせください。

※「署名用電子証明書」は、住所の異動（市内転居も含む。）や氏名の変更などがあると失効します。再度発行手続きを行ってください。

## ◆ 証明書の交付 ◆

### ◎ 証明書の交付手続 ⇒ 戸籍住民窓口課

住民票の写し、戸籍の全部事項証明・個人事項証明等が必要なときは、窓口で受け付けています。

※窓口で請求する人の本人確認書類(運転免許証・パスポート等の身分証明書)が必要です。

証明書	手数料	注意事項
住民票の写し	300円	・本人または同一世帯以外の方が請求するときは、本人又は同一世帯員からの委任状が必要
戸籍の全部事項証明 個人事項証明	450円	①戸籍（除かれた戸籍）に記載されている人、その配偶者が直系親族（父母、祖父母、子、孫など） ②正当な利害関係を有する人
戸籍附票の写し	300円	③裁判所など官公署に提出する人 ④相続関係を証明するのに必要な人 などが請求できます
除籍および改製原戸籍の 謄本・抄本	750円	・そのほかの人が請求するときは、戸籍（除かれた戸籍）に記載されている人からの委任状が必要
住民票記載事項証明書	300円	・記載事項証明用紙をお持ちください（佐世保市所定の様式もあります）
印鑑登録証明書	300円	・印鑑登録証が必要。もしくは、マイナンバーカード（本人請求時のみ） ・代理人が請求するときは、登録者の印鑑登録証・住所・氏名が必要
身分証明書	300円	・代理人が請求するときは、本人の委任状が必要 ・請求できるのは、本籍地の市区町村だけです

※全部事項証明＝謄本 個人事項証明＝抄本

※請求者本人に署名いただければ、押印は必要ありません。

## ◎コンビニ交付サービスをご利用ください

「マイナンバーカード」をお持ちの方はコンビニ交付サービスが利用できます。

利用時間	6:30~23:00 土日祝も利用できます。(年末年始は除く) (戸籍・戸籍の附票については平日開庁日の9:00~17:00)
利用できる場所	全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン など
発行する証明書の種類	印鑑登録証明書、住民票の写し、所得課税証明書、現在の戸籍証明書、現在の戸籍の附票の写し
手数料	印鑑登録証明書、住民票の写し、所得課税証明書、現在の戸籍の附票の写し 1通につき300円 現在の戸籍証明書 1通につき450円
利用に必要なもの	マイナンバーカード ※利用者証明用電子証明書が搭載されたものが必要です。

※本籍地が佐世保市でない場合は、本籍地の市区町村へ戸籍証明書のコンビニ交付利用登録申請が必要となります。詳しくは本籍地の市区町村へお問い合わせください。

## ◎戸籍・住民票の写し等の郵便請求もできます

戸籍の全部事項証明・個人事項証明、住民票の写し等は郵便請求ができます。請求書、手数料（小為替）、本人確認書類（免許証等公的身分証明書）、返信用封筒を同封して、戸籍住民窓口課に送付してください。

## ◆パスポート（旅券）の申請・交付◆

⇒ 戸籍住民窓口課

### ○ 申請・交付の窓口

戸籍住民窓口課

### ○ 申請・交付の手続きができる方

現在、佐世保市に住民票のある方

※代理の方による申請もできますが、交付（受取り）は本人のみです。

### ○ 受付時間

8時30分～17時15分（土曜、日曜、祝日、年末年始除く）

※郵送での受付、交付はできません。

### ○ 申請に必要な書類等

・一般旅券発給申請書（5年用または10年用）【1通】

※20歳未満の方は、5年用の申請のみとなります。

・戸籍謄本または戸籍抄本【1通】

発行日から6か月以内のものに限ります。

・写真【1枚】

申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの（無帽、無背景）

提出の前日6か月以内に撮影されたもの

縦45mm×横35mm（ふちなし、頭頂から顎までが34mm±2mm）



※規格が厳密になっていますので、できるだけ写真店でパスポート申請用として撮影されたものをご提出ください。

○ **申請者の身元を確認する書類**

- ・日本国旅券（有効期間内もしくは失効後 6 か月以内のもの）
- ・マイナンバーカード、運転免許証等

○ **現在所持するパスポート（旅券）**

有効なパスポートをお持ちの方は、必ずご持参ください。

○ **申請から交付までの所要日数**

7日（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

○ **申請手数料**

- ・新規申請・切替申請・訂正新規申請
  - 10年用 16,000円
  - 5年用（12歳以上） 11,000円
  - 5年用（12歳未満） 6,000円
- ・記載事項変更申請 6,000円
- ・査証欄の増補申請 2,500円

# 税金

## ◆税金の種類◆

- ◎市税に関することは ⇒ 市民税課
- ⇒ 資産税課
- ⇒ 納税課
- ⇒ 保険料課

## ◎税金の種類

市税は、戸籍や住民登録、社会福祉、ごみやし尿の処理、病気や公害の予防、学校教育、道路や公園の整備など、皆さんがスムーズに市民生活を送るために使われています。佐世保市で課税している市税はつぎのとおりです。

## ○市税の種類

普 通 税	市 民 税	個人市民税	個人の前年中の所得に対してかかる税(均等割と所得割)
		法人市民税	法人の所得にかかる法人税を基礎としてかかる税(均等割と法人税割)
目 的 税	固 定 資 産 税	土地・家屋および償却資産に対してかかる税	
	軽 自 動 車 税	原動機付自転車、二輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税	
	市 た ば こ 税	たばこ製造業者、特定販売業者、卸売販売業者が市内の小売店に売り渡した「たばこ」にかかる税	
目 的 税	都 市 計 画 税	市街化区域内の土地、家屋に対してかかる税	
	入 湯 税	鉱泉浴場に入湯したときにかかる税	
	国 民 健 康 保 険 税	国民健康保険に加入している世帯にかかる税	

**普通税** —— その税収入の用途についてなんら制限がなく、市が一般的経費として使用できるもの。

**目的税** —— その税収入が特定の目的に要する経費にあてるとされている税で、一般的経費として使用することができません。すなわち、都市計画税は都市計画事業の推進のための財源として、国民健康保険税は国民健康保険事業のための財源に使われ、また入湯税は、観光施設、消防施設などの整備のための財源として使われます。

## ○ その他の税金

国税 —— ①所得税 ②法人税 ③消費税 ④相続税 ⑤贈与税 など

国税の相談は ⇒ 佐世保税務署 電話：22-0261

県税 —— ①事業税 ②不動産取得税 ③自動車税 など

県税の相談は ⇒ 県北振興局税務部 電話：23-1386

## ◆市税に関する証明と謄本の交付・閲覧◆

⇒ 市民税課

市税の証明や謄本の交付・閲覧は、市役所、各支所、宇久行政センター（一部謄本交付・閲覧を除く）で申請できます。申請には本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証・住基カード・マイナンバーカードなど）が必要です。

### ◎証明の交付や閲覧を請求できる人

- ①本人（共有者を含みます） ②代理人（委任状を持っている人）
- ③法人の代表者、相続人等

### ◎証明の種類・手数料

- 所得課税証明・納税証明 \_\_\_\_\_ 1通につき300円
- 滞納のない照明 \_\_\_\_\_ 1通につき300円
- 無資産証明 \_\_\_\_\_ 1通につき300円
- 資産証明・評価証明・公課証明 \_\_\_\_\_ 1筆・1棟につき300円
- ※ただし、土地は1筆、建物は1棟増すごとに100円追加
- 字図の謄本、閲覧 \_\_\_\_\_ 1枚（閲覧は1冊）につき300円
- 地番現況図の謄本 \_\_\_\_\_ 1枚につき300円
- 名寄帳等公簿の謄本、閲覧 \_\_\_\_\_ 1枚につき300円
- 租税特別措置法にかかる住宅家屋証明 \_\_\_\_\_ 1件につき1,300円

※コンビニエンスストアでの所得課税証明書の発行についてはP75をご覧ください。

お問い合わせは**市民税課証明窓口**まで

## ◆市税の納付◆

### ◎市税の納付場所は？

- 下記金融機関の本店および全支店
  - ・十八親和銀行 ・福岡銀行 ・佐賀銀行 ・長崎銀行 ・西日本シティ銀行
  - ・佐賀共栄銀行 ・九州ひぜん信用金庫 ・九州労働金庫
  - ・西海みずき信用組合 ・ながさき西海農業協同組合
  - ・長崎県内の九州信用漁業協同組合連合会
  - ・九州内のゆうちょ銀行および郵便局（沖縄県を除く）

※金融機関の名称は変更になる場合があります。

納期限後はゆうちょ銀行および郵便局では納付できません。

- 佐世保市役所の各支所および行政センター  
お近くの各支所および行政センターの窓口をご利用ください。
- 佐世保市役所の担当課
  - ・市県民税、固定資産税、軽自動車税 ⇒ 納税課
  - ・国民健康保険税 ⇒ 保険料課
- コンビニエンスストアの窓口（納期限まで）  
バーコードが付いた納付書は、納期限内に限ってコンビニエンスストアでも納付することができます。ご利用いただける税目や金融機関、店舗等の条件があります。  
くわしくは担当課へおたずねください。
- クレジットカードや、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ（「LINE Pay」、「Pay Pay」）を利用した納付  
スマートフォン、タブレット端末を使って、納付書に記載されているバーコードを読み取ることで、納付の手続きができます。  
詳しくは、佐世保市ホームページをご覧ください。  
納付額が30万円を超える場合はクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリでの納付はできません。

- ◎ **税の納め忘れのない便利な口座振替で** ⇒ 納税課  
⇒ 保険料課

ご指定の預金口座から金融機関が自動的に市税を振り替え納付いたします。手続きは市内の金融機関、郵便局又は市役所納税課、保険料課、各支所、宇久行政センターで行います。

- お申し込み方法  
口座のある銀行などへ納付書・預金通帳・通帳の印鑑を持ってお申し込みください。
- 振替できる税目
  - ①市県民税(個人の普通徴収分)
  - ②固定資産税・都市計画税
  - ③軽自動車税
  - ④国民健康保険税

### ◎ 市税の納税カレンダー

税金の種類	市民税・県民税(普通徴収)	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税(普通徴収)
納付する月	6月・8月・10月・1月	4月・7月・9月・12月	5月	6月～3月

## ◆市税の減免と猶予◆

- ◎市税の負担が減免されるのは？ ⇒ 市民税課  
⇒ 資産税課  
⇒ 保険料課

災害などで生活が困難になったときや生活保護を受けるようになったときは、申請により市税の減免を受けられることがあります。

- ◎納税の猶予ができるのは？ ⇒ 納税課  
⇒ 保険料課

災害などで市税を納めるのが困難になったときは、納税の一時的な猶予や、分けて納めることができますので、ご相談ください。

# 議会と選挙

---

## ◆市議会◆ ⇒ 議会事務局議会運営課

選挙により、市民の代表として選ばれた議員によって構成される市議会は、市の予算や条例などの重要な案件を審議し決定する「議決機関」です。また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが、市長をはじめとする「執行機関」です。市議会議員が集まり審議を行う定例会は1年に4回（3月、6月、9月及び12月）開催されています。

## ◎請願・陳情・傍聴

### ○ 請願 ⇒ 議会運営課議事調査係

市政などに対して意見や要望のある人は、誰でも文書にして提出することができます。（ただし、紹介議員が必要です）

※請願のときの注意

・請願書を提出するときは、紹介議員とよく相談してください。

・議案の確認等を行う議会運営委員会の前日（本会議初日の8日前）の午後5時15分まで（土・日祝の場合はその前日まで）に2部（教育関係は3部）提出してください。具体的な提出期限については、させば市議会だより及び佐世保市議会ホームページでお確かめください。

### ○ 陳情 ⇒ 議会運営課議事調査係

請願に準じたものが陳情です。陳情には議員の紹介は不要で、陳情事項についての結論は出しません。参考のため所管委員会に送付しています。

### ○ 傍聴 ⇒ 議会運営課総務係

市議会本会議の傍聴は誰でもできます。傍聴席へ入場するときは、当日、市役所4階傍聴席入口の受付にお越しください。

○ また、市議会委員会も傍聴できます（許可制）。当日、議会事務局にお越しください。

## ◆選挙◆ ⇒ 選挙管理委員会事務局

### ◎投票するときは

郵送する投票所整理券を投票所にお持ちください。なお、投票所整理券が届かないとき、あるいはなくしてしまったときなどでも、選挙人名簿にのっていれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

◎選挙期日に次の要件（見込みでも可）に該当する方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

① 仕事や学業、冠婚葬祭の予定がある方

- ② ①以外の私用で、お住まいの投票区外へ出かける方
- ③ 病気やけが、妊娠や体の障がい等で歩行が困難な方
- ④ 天災または悪天候により投票所に到達することが困難な方
- ⑤ 佐世保市外に住んでいる方（市長・市議選挙を除く）
- ⑥ 不在者投票ができる病院や老人ホーム等に入院または入所し、歩行が困難な方
- ⑦ 身体障害者手帳等の交付を受けている方で、両下肢、体幹に障がいがあるなど、一定の要件に該当する方（事前に手続きが必要）

※①～④の方が市内で投票する場合は期日前投票、市外で投票する場合や⑥⑦の場合は不在者投票、⑤の場合は異動した日と投票をする日や場所により投票の方法に制限があります。

投票の方法など詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

## 政治家の寄附は禁止 !!

- ☆ **政治家は、有権者にお金や物を贈らない。**
- ☆ **有権者は、政治家にお金や物を求めない。**
- ☆ **有権者は、政治家からの寄附は受取らない。**

政治家（候補者・候補者になろうとする者・現に公職にある者）は選挙区内にある者に対し、どのような名義であっても、寄附をすることが禁止されています。（ただし、親族や政党、政治団体にする場合等を除く）

また、有権者が政治家に対し寄附の勧誘や要求することも禁止されています。

ただし、政治家本人が自ら出席する結婚式での祝儀や葬式における香典は、罰則の対象から除かれています。

### ◎禁止されている寄附の例

- ・ 町内会の集会や祭り等の催事に、政治家が寸志や飲食物を差し入れること。
- ・ 町内会の催事において、出席する政治家に対して会費の代わりに寸志やお酒を求めること。
- ・ 運動会等の催事において、参加費等の名目で寄附をすること。
- ・ 政治家が出す開店祝の花輪、葬式の供花や線香、お中元、お歳暮、お年玉、病気見舞い、入学祝、卒業祝、餞別など。
- ・ 政治家が出席を予定している結婚式や葬式において、事前に祝儀や香典を届けること。
- ・ 公民館やお寺・神社等の修復のために、政治家が寄附をすること。
- ・ 政治家が妻や秘書の名義で選挙区内にある者に対して寄附をすること。
- ・ 政治家の代理として秘書や親族が結婚式や葬式に出席し、政治家の祝儀や香典を相手に渡すこと。

### ◎情報公開制度

市民の皆様が知りたい市政情報（公文書・図書など）の公開を請求することができます。また、行政資料閲覧コーナーでは法令集・統計資料などの行政資料を自由に閲覧できます。（コピーもできます）。

問い合わせ／総務部総務課

### ◎個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取扱いに関して必要なルールを定め、自分の情報の開示請求等を保障することにより、市民の皆様の個人情報を保護し、市政の適正な運営を目指します。

問い合わせ／総務部総務課

### ◎住民監査請求

公金の支出などで職員等に違法又は不当な行為等があると認められるときは、これを証明する書面を添えて監査委員に監査を請求することができます。また、監査委員の監査に代えて、外部監査人による監査を求めることもできます。ただし、監査委員が外部監査人による監査が相当であると認める必要があります。

問い合わせ／監査事務局

### ◎直接請求

選挙権を持っている人が一定数以上の連署を持って、①条例の制定・改廃②事務の監査③合併協議会設置協議が議会で否決され、長が協議の賛否を問う住民投票の請求をしなかった場合の住民投票の実施④議会の解散⑤議員・市長などの解職を直接請求することができます。①②は選挙権を持っている人の50分の1、③は6分の1、④⑤は3分の1以上の連署が必要です。

問い合わせ／①については総務部総務課、②については監査事務局、③④⑤については選挙管理委員会